

竹原市告示第55号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度竹原市一般廃棄物処理計画を定めたので、竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年竹原市条例第13号）第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

竹原市長 今 榮 敏 彦

令和6年度竹原市一般廃棄物処理計画

1 事業年度

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 処理する一般廃棄物の種類

固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物

3 処理区域

竹原市内全域とする。

(1) 行政区域内人口 23,001人

(2) 固形状一般廃棄物

ア 計画処理区域内人口 23,001人

イ 計画収集人口 23,001人

(3) 液状一般廃棄物

ア 計画処理区域内人口 23,001人

イ 計画収集人口 18,429人

ウ 下水道人口 4,572人

4 廃棄物の分別及び収集

(1) 一般家庭から排出される固形状一般廃棄物は、次のとおり分別し、収集する。

なお、粗大ごみは、個別収集することとする。

ア もやせる物 台所ごみ（生ごみ、貝殻ごみ）、紙くず、布くず、下着類、木くず、容器包装プラスチック等

イ リサイクルする物 ペットボトル、ビン類、カン類、金属類、陶磁器類、小型の家電類

ウ 有害ごみ 乾電池、ボタン型電池、小型充電式電池、蛍光管、鏡、体温計、ライター類

エ 資源物 新聞、雑誌、雑紙、書籍、飲料用紙パック、ダンボール、灰

オ 粗大ごみ 50cmより大きい物

(2) 事業所等から排出される固形状一般廃棄物は、前号の分別種に準じ、当該排出者が自らの責任で適正に収集及び運搬し、又は許可業者に委託して適正に収集及び処分させる。

(3) 市の公共施設等から排出される固形状一般廃棄物は、第1号の分別種に応じて、当該排出者自ら収集及び運搬し、又は委託した者に適正に収集及び処分させる。

(4) 一般家庭及び事業所等から排出される液状一般廃棄物は、し尿及び浄化槽汚泥とし、当該排出者が許可業者に委託して適正に収集及び処分させる。

(5) 直接搬入ごみは、固形状一般廃棄物を第1号の分別種に準じ、当該排出者が自らの責任で運搬し、広島中央エコパークにおいて処理又は処分させる。

(6) 家庭のごみをごみステーションまで持っていくことが困難な高齢者や障害者の方等を対象として、戸別収集を実施する。戸別収集は申請により実施し、申請者への見守り活動も併せて行う。

5 一般廃棄物の排出見込み

計画処理区域内の一般廃棄物の量は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ 7,039t/年

(もやせる物、可燃性粗大ごみ)

- (2) 不燃ごみ 758 t/年
(リサイクルする物、有害ごみ、不燃性粗大ごみ)
- (3) 資源物 289 t/年
- (4) し尿 2,000kl/年
- (5) 浄化槽汚泥 13,200kl/年

6 一般廃棄物の処理主体

- (1) もやせる物、リサイクルする物、有害ごみ、資源物及び粗大ごみ

許可業者	収集	運搬	中間処理	最終処分
有限会社 三幸産業	○	○		
株式会社 竹原クリーナー	○	○		
株式会社 辻環境サニタリー	○	○		
株式会社 ニシアケ	○	○		
株式会社 ニシカン	○	○	○	
広島中央環境衛生組合			○	○

- (2) し尿及び浄化槽汚泥

許可業者	収集	運搬	清掃	中間処理	最終処分
株式会社 竹原衛生社	○	○	○		
有限会社 竹原テクノス※	○	○	○		
有限会社 エス・エス	○	○	○		
株式会社 忠海衛生社	○	○	○		
有限会社 三幸産業	○	○	○		
広島中央環境衛生組合				○	○

※有限会社 竹原テクノスは、浄化槽汚泥のみ

- (3) 廃船

許可業者	収集	運搬	中間処理	最終処分
株式会社 スナダ	○	○		

(4) 有機性残滓（限定）

許可業者	収集	運搬	中間処理	最終処分
双葉三共 株式会社		○	○	

7 処理計画

(1) 収集・運搬計画

ア 収集方法及び収集回数

(ア) 一般家庭から排出される固形状一般廃棄物は、市が指定する場所で収集する。

また、収集回数は、原則として次のとおりとする。

- a もやせる物 週2回
- b リサイクルする物 月1回
- c 有害ごみ 年4回
- d 資源物 月1回
- e 粗大ごみ 年4回

※ 家電リサイクル品対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、家庭用冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）は、購入した店が廃業し存在しない場合又は引越しにより購入した店が遠方となった場合のみ収集する。

※ パソコンは、排出者が製造メーカー等に処分を申し込む。

(イ) し尿及び浄化槽汚泥は、各戸から収集するものとする。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集頻度は、次のとおりとする。

- a し尿は市の許可業者により、おおむね月1回収集する。
- b 浄化槽汚泥は、浄化槽管理者が市の許可業者に依頼し、年1回（全ばっ気方式の浄化槽については6か月に1回）許可業者が収集する。

イ ごみの出し方

(ア) もやせる物、リサイクルする物及び有害ごみは、竹原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第4項に定める指定ごみ袋に入れる。

(イ) 資源物（灰は除く。）はひもで十字にしばり収集に支障が生じないようにし、灰は丈夫な袋に入れ、その袋に灰と明記する。

(2) 中間処理施設

ア ごみ処理施設及びし尿処理施設

施設名	広島中央エコパーク		
所在地	東広島市西条町上三永10759番地2		
処理方法	ごみ処理	シャフト炉式（ガス化溶解融炉）	
	し尿処理	高負荷脱窒素処理方式	
処理能力	ごみ	285 t / 24 h	
	し尿	300 kl / 日	
処理量	収集ごみ	5,741 t / 年	
	直接搬入	1,298 t / 年	
	し尿	2,000 kl / 年	
	浄化槽汚泥	13,200 kl / 年	

イ 不燃物処理及び資源化施設

施設名	株式会社 ニシカン		
所在地	竹原市新庄町10466番地3		
処理能力	選別	18 t / 日	
	破碎	30 t / 日	
処理量	不燃ごみ	358 t / 年	
	資源物	305 t / 年	

(3) 最終処分計画

ア 最終処分場の施設概要

施設名	竹原安芸津最終処分場		
所在地	東広島市安芸津町木谷1620番地1		

イ 搬入される廃棄物の種類及び量

浸出水脱水汚泥	9 t
---------	-----

(4) 資源化・減量化計画

ごみの資源化・減量化を行うため、次の施策を行う。

- ア 資源ごみ回収事業報奨金及び電動生ごみ処理容器購入補助金を交付する。
- イ 資源物を月1回4地区（竹原・吉名・北部・忠海）に分けて収集する。
- ウ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づき、中間処理施設でビン類、ペットボトルを資源化する。
- エ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫、家庭用冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機を資源化する。
- オ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、家庭用パソコンを資源化する。